

# 大学院修士段階における「授業料後払い制度」について

この資料は、令和6年度から開始する「授業料後払い制度」について、どのような制度かお伝えするために作成したものです。  
制度開始前のため、文部科学省等の方針変更により、今後記載されている事項が変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

# 大学院修士段階における授業料後払い制度って何？

## ○どんな制度？

この制度は、大学院博士前期課程に進学する学生の在学中の学費負担軽減を目的に作られた制度で、制度を利用する人の在学中の授業料を国（日本学生支援機構）が立て替え、利用者は修了後に日本学生支援機構に授業料相当額と保証料等を返還していく制度です。このため、「後払い制度」とネーミングされています。

## ○制度を利用すると何が出来る？

- ・本来学生本人が負担すべき授業料を、本人と日本学生支援機構で貸与契約を締結することで、日本学生支援機構が大学に支払う形になるため、在学中にまとまった資金を用意する必要がなくなります。利用者は卒業後、所得に応じて日本学生支援機構に返還を行う形になります。
- ・後払いできる授業料の上限は、国公立については、国立授業料の標準額（年間535,800円）。ただし、利用するためには日本学生支援機構の指定する保証機関への加入が必要ですので、後払いにした授業料の金額と保証料、生活費奨学金を合わせた金額を返還することになります。
- ・入学料は後払いの対象にはできません。
- ・本制度利用者で希望する場合は、無利子の生活費奨学金を利用できます（月額2万円または4万円）。



○いつからはじまる？

- ・この制度は令和6（2024）年秋から開始しますが、4月に入学する方も申請できます。春の決められた時期に申請された場合、令和6年度の前期授業料から後払いにすることができます。

○誰が申請できる？

以下のすべてを満たす人が対象です（文部科学省資料から抜粋）。

- ・令和6年度以降に国内の大学院に進学した者
- ・本人の希望に基づき、在学学校を通じて申請を行った者
- ・日本学生支援機構（JASSO）の修士段階を対象とした月額5万円又は8万8千円の第一種奨学金と同様の家計基準及び学業成績基準を満たす者
- ・過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者

※令和6年度については、上記に加え、以下のいずれかに該当する者のみを対象とする。

①令和6年度秋の新規入学者

②令和6年度春の新規入学者であって、学部で修学支援新制度の対象となったことがあり、かつ、就労等を挟まずに大学院へ進学した者。

## 制度を利用するにあたって知っておいていただきたい事項

- ・本制度は2024年秋頃から開始予定です。大学への授業料の充当や生活費奨学金の支払いは制度開始後（早くて11月頃）から開始予定です。
- ・後払い制度を利用した場合、日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）の利用はできません。
- ・既に第一種奨学金（無利子）に予約申込を行い、採用候補者となった方が本制度を利用する場合は、第一種奨学金（無利子）を辞退する必要があります。
- ・毎年、学修状況や生活状況の適格認定を行うため、場合によっては途中で打ち切りとなることがあります。
- ・途中で支援が停止した場合も、それまで立て替えられた分の返還は卒業後から開始します。
- ・令和6年度前期分授業料から後払いにしたい場合は、春の定められた期間までに申請を行ってください。また、既に学校に支払われた授業料は後払いとすることはできません。
- ・春に大学に利用希望の申請を行った後、9月頃に日本学生支援機構へ申請手続きを行う必要があります。

## 申請から制度開始までのスケジュール

※2024.3時点での見込みです。

3月

- ・令和6（2024）年度春入学者向けの募集開始。この段階では、制度利用の意志確認書類と要件確認書類を提出。

4月

- ・日本学生支援機構奨学金説明会
- ・制度利用の申請を行った方からは通常4月に引き落とされる前期分授業料の徴収は行いません。

9月

- ・制度が本格始動する予定。
- ・申請者本人がネットや専用の様式で申請に必要な手続きを日本学生支援機構や大学に行う。
- ・大学から日本学生支援機構へ申請のあった学生を推薦。

11月

- ・日本学生支援機構から採用者決定通知。学生課から申請者へ結果通知を配付。
- ・生活費奨学金支給開始

12月

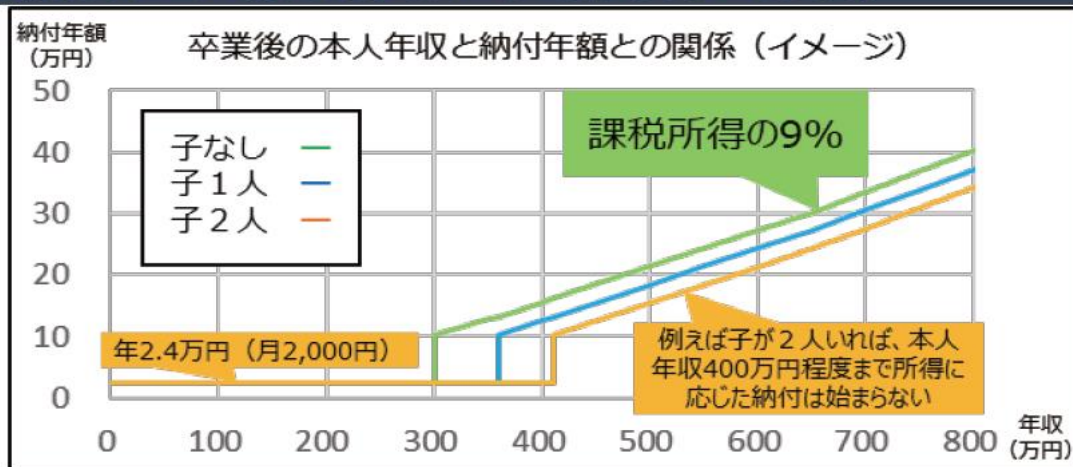
- ・令和6（2024）年分の授業料が日本学生支援機構から充当される。

## 日本学生支援機構への返還について

後払い制度の利用者は、卒業後に後払いにした授業料と保証料（+生活費奨学金）を日本学生支援機構に返還する義務があります。後払いにした授業料及び生活費奨学金は無利子です。

返還額は、所得に応じて変動します。課税所得の9%の金額が返還額の基本形ですが、年収が300万円程度に到達するまでは月2,000円を返還することになります。また、返還金額は子供の扶養等の有無によっても変動します。

### 卒業後の納付イメージ（授業料支援金と生活費奨学金を合算）



## Q & A

Q.授業料後払い制度は第一種奨学金（無利子）と何が違うのか。

A.第一種奨学金（無利子）は毎月定額が利用者に振り込まれ、卒業後に定額を返済する。授業料後払い制度は授業料分の奨学金が本人を介さず大学に支払われ、返済額は卒業後の収入に応じて変動する（最低2,000円は返還が必要）。

Q.この制度を利用するとどんなメリットがある？

A.在学時の勉学や研究に集中したい時期に経済的な負担が軽減できる。また、無利子の生活費奨学金の利用ができるため、アルバイト等の時間を減らし、勉学や研究にあてることができる。また、卒業後の返済は所得に応じて変動する。

Q.第一種奨学金（無利子）と併用することは可能か。

A.第一種奨学金（無利子）との併用はできない。第二種奨学金（有利子）とは併用可能。

Q.後払い制度利用者が授業料免除を申請することは可能か。

A.可能。授業料免除となった場合、減免後の金額が後払い対象となる。

Q.途中で辞めることはできるか。

A.年度途中での辞退も可能だが、後払い制度を利用した年度は第一種奨学金（無利子）を申請することができない。

Q.博士後期課程分も継続可能か。

A.博士前期課程分のみが後払い制度の対象となる。博士前期課程で授業料後払い制度を利用していた学生が博士後期課程で第一種奨学金（無利子）を利用する場合は新規申込みが必要になる。返還についてはそれぞれの奨学金のルールが適用される。

Q.本制度は貸与終了時の特に優れた業績による返還免除制度の対象か。

A.対象となる。